

建設業に従事する一人親方のみなさま 労災保険に特別加入しませんか？

以下のようなことにお困りの方は労災センター共済会へご相談ください。
経験豊かな職員がスピーディーかつ確実に対応致します。

- ・元請け会社から労災保険に未加入の人には仕事はまわさないとされた。
- ・仕事中にケガをしたが、労災保険に未加入のため実費で治療した。
- ・仕事中のケガで休業をしたが、休業中は収入がないため不安だ。
- ・現在加入している団体では、会合への参加が義務付けられている。
- ・現在加入している団体の月々の会費・組合費が高い。



すべて解決できます

労災センター共済会の特徴



関東、中部、関西に在住する一人親方の方をサポート。
クレジットカード対応
申し込み後、**最短翌日**から加入できます
もしもの時のケガも治療費は全額補償
年間3万円ほどでご加入できます。
万が一のケガの際も手続きは万全のサポート



《本部・事務局》
東京都江戸川区中葛西 2-26-10-803
TEL 03-5659-1023
FAX 03-5659-1024
WEB <http://hitorioyakata.or.jp>
MAIL info@hitorioyakata.or.jp



労災センター共済会

検索

一人親方の対象になる方

建設の事業を営んでいる方で以下のいずれかに該当する方々です。

会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。

特定の会社に所属しているが、その会社と請け負いで仕事を行っている。

グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。

見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。

法人で仕事をしているが役員や家族以外に従業員がいない。

主な業務内容は次のとおりです。これ以外にも該当する職種もありますのでご不明な点をご連絡ください。

土木、建築、大工、左官、屋根、管、電気、防水、ガラス、水道施設、塗装、機械器具設置、とび、型枠コンクリート、内装、タイル・レンガ・ブロック、板金工事、建具、鉄筋、解体など...

保険給付の内容

療養補償給付・・・療養に必要な医療費は治療が終了するまで原則として、全額無料です。

休業補償給付・・・休業4日目から「給付基礎日額」の1日につき8割が支給されます。

障害補償給付・・・一定の後遺障害が残った場合にその程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

傷病補償給付・・・1年6か月が経過しても治療が終了せず、重い症状が続く時、年金が支給されます。

遺族補償給付・・・死亡した場合は、遺族数に応じた年金または一時金が支給されます。

埋葬料・・・死亡した者の埋葬を行う者に支給されます。

費用

労災保険の特別加入を新たにする場合の費用は、国に納める労災保険料と入会金と会費（年会費又は月会費）の3つです。労災保険料は毎年4月から翌年3月までの年度を区切りとしているため、年度の途中で加入した場合の労災保険料は月割りとなります。ただし、クレジットカードでのお支払いの場合は加入月に関係なく月単位（分割）でのお支払となります。

なお、選択していただく給付基礎日額（保険料や保険給付の基礎）は3,500円、5,000円、7,000円及び10,000円の4種類からご選択いただけます。

● 労災保険料

右表の給付基礎日額により保険料を算出します

● 入会金

1,000円 新規加入時

● 会費

5,000円 年会費

又は

600円 月会費

支払方法	給付基礎日額	年間保険料	入会金	年会費	月会費
一括支払	3,500	24,263円	1,000円	5,000円	
分割支払	3,500	24,263円	1,000円		600円
一括支払	5,000	34,675円	1,000円	5,000円	
分割支払	5,000	34,675円	1,000円		600円
一括支払	7,000	48,545円	1,000円	5,000円	
分割支払	7,000	48,545円	1,000円		600円
一括支払	10,000	69,350円	1,000円	5,000円	
分割支払	10,000	69,350円	1,000円		600円

例）給付基礎日額 3500 円で4月から加入する場合（銀行振込、コンビニ支払）

労災保険料 24,263 円

入会金 1,000 円

年会費 5,000 円

合計 30,263 円



その他

● 銀行振込・コンビニ支払の場合、4月以外の月に途中加入する場合の労災保険料は月割計算となります。

更新は毎年3月です。労災保険料と年会費5,000円の合計額で更新できます。

● 費用の支払いにクレジットカードを利用することができます。月会費が毎月600円必要です。クレジットカードをご利用の場合、自動更新となります。更新手数料不要。

● 給付基礎日額は更新時に変更することができます。変更後の給付基礎日額は4月から有効です。

● 一定の業務（粉じん、振動、鉛、有機溶剤）に従事した経験がある方は健康診断を受診する必要があります（受診費用無料）。

● 労災事故の処理及び会員証・加入証明書の再発行には手数料を申し受けております。

一般社団法人労災センター共済会 本部・事務局 東京都江戸川区中葛西 2-26-10-803 TEL.03-5659-1023

一人親方団体労災センター共済会 北日本支部 青森県青森市長島 2-13-1-6F TEL.0120-950-151

一人親方団体労災センター共済会 東北支部 山形県山形市幸町 6-1 TEL.0120-950-151

一人親方団体労災センター共済会 関東支部 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-9-18-1F TEL.0120-950-151

一人親方団体労災センター共済会 中部支部 岐阜県岐阜市西野町 1-12-102 TEL.0120-950-151

一人親方団体労災センター共済会 関西支部 大阪府大阪市中央区道修町 2-2-5-2F TEL.0120-950-151